

誓 約 書

平成 年 月 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

北海道がんセンター

院長 加藤 秀則 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

「平成 30 年 5 月 24 日開札 新病棟本館関係什器一式」の入札に参加するに当たって、以下のとおり誓約いたします。

記

1. 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(平成 16 年細則第 6 号)第 5 条の規定に該当する者でないこと。
2. 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(平成 16 年細則第 6 号)第 6 条の規定に該当する者でないこと。
3. 平成 30 年 4 月 27 日付けで入札公告で示された上記 1. 2 以外の競争に参加する者の必要資格を有していること。

以上

〈参照条文〉

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(平成16年細則第6号)

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- 四 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成27年規程第63号)第2条各号に掲げる者

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要事項は、別に定める。